

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 07447
地域名 (地域内農業集落名)	赤留地区 (赤留)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月 29日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は、昭和48年から昭和57年にかけて区画整理事業が行われ、水稻栽培が盛んで集落の有志が集まり共同で育苗作業が行われてきた。農作業の効率化を図るため田植機やコンバインを共同利用する組織が2組織存在し、近年では農作業の省力・低コストのための直播栽培が普及している。

・主食用水稻以外では、土地利用型作物のそばが作付けされ団地化が形成されており、園芸作物ではきゅうり、いんげん、トマトなどの地域振興作物が栽培されている。

・集落内の耕作者は、30代から80代と年齢幅が広く、認定農業者や新規就農者が複数おり若い担い手の確保はされているが、将来の農業の維持を図るためには今後も担い手の確保や育成が必要になる。

・集落内の農道、水路については、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、集落協定に基づき、農業生産活動等をおこなっているが、基盤整備事業完了から50年以上経過していることから、老朽化した箇所改修が必要になっている。

・集落の山沿いは有害鳥獣による被害防止策として電気柵を設置しているが、隣接する集落の境界から集落内に入り込み被害が出ている。

・高齢農家の農地について耕作放棄になる恐れがあることから、集落内の耕作者同士で農地の利用調整をするためのルールや組織が必要である。

【地域の基礎的データ】農業者:31人 認定農業者:11人 新規就農者:1人
主な作物:水稻(飼料用米含む)、そば、きゅうり、いんげん、トマト、柿など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体(入作者含む)も複数存在する。規模拡大に意欲的な担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。

・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については、自治区と耕作者が一体となって保全に努める。

・担い手不足や耕作放棄地の解消など将来の農業の維持を図るために、組織化の検討や新規就農者を受入することで新たな担い手の確保・育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の認定農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。 また、集落内の耕作者で農地の利用調整を図るため組織化を検討する。さらに、分散化している農地を集積・集約させる方法として基盤整備の実施も有効であることから話し合いを実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針 ・基盤整備事業から50年以上が経過し、農業用施設が老朽化していることから、集落や耕作者の意向を踏まえながら、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用し、計画的に農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・現在は若い担い手や入作者を含む中心経営体が確保されているが、いずれ後継者不足や高齢化による農業従事者の減少で農地の保全管理が困難になる可能性があるため、新規就農者の受入について推進し、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。 また、持続可能な地域農業を実現するために集落内の耕作者等で組織化について検討を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。 ・直播栽培の作業受委託を進め、担い手に農地を集積する集団的土地利用を推進していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策について、既に電気柵等の対策を講じている箇所は継続して管理していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。
- ⑩機械の更新など計画的に行い、直播栽培の取り組みを継続し農作業の省力・低コストを図っていく。